

## 福島県消費生活センター：自家消費野菜等の放射性物質検査

○令和8年度から、福島県消費生活センターで受け付けをする食品の放射性物質検査の方法が変わります。

- ・検査を希望される方が、着払いにより、直接、検体を委託事業者に送付いただく方式となります。
- ・検査は無料ですが、送付のための梱包資材は各自ご準備ください。
- ・検体を送付する方式に変更することにより、ゲルマニウム半導体検出器を使用した精度の高い検査が可能となります。
- ・検査受付や検査結果の通知は、お住まいの市町村の自家消費野菜等放射能検査窓口を通して行います。
- ・送付いただいた検体は返却できません。また、検査は1回につき2検体までとします。
- ・検査機関に検体が到着してから、原則として閉庁日を除き3日以内に市町村に検査結果をお知らせします。
- ・予算に限りがあるため、予算額に達した場合は、本検査事業はその時点で終了します。
- ・福島県消費生活センターが実施する自家消費野菜等放射能検査について、ご質問やご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

### ① (検査希望者)

#### 検査の申し込み

- ・お住まいの市町村の自家消費野菜等放射能検査窓口にご連絡をお願いします。



### ② (市町村)

#### 検査の申し込み受付

- ・市町村担当者が県に検査対応の可否を確認します。(予算の範囲内で実施するため、予算額に達した場合は、検査受付ができない場合があります。)

#### 【検査受付ができる場合】

- ・検査申込書を市町村に提出していただきます。検査申込書の写しを交付します。
- ・市町村担当者が検査申込書を県に送付し、検体送付先や送付日を調整します。
- ・調整後、市町村担当者から、検査希望者に検体送付先をお知らせします。



### ③ (検査希望者)

#### 検体の発送

- ・検査申込書の写しを検体に同封してください。
- ・②でお伝えした送付先に、着払で検体を送付してください。
- ・検査をする自家消費野菜等の検体は、1kg以上準備をお願いします。

**※お送りいただいた検体は返却できません。**



### ④ (市町村→検査希望者) 検査結果の送付

- ・市町村を通して検査結果送付します。検査機関に検体が到着してから、原則として閉庁日を除き3日以内に市町村に検査結果をお知らせします。

お問い合わせ先：福島県消費生活センター

024-521-8397(平日のみ 9~12時、13~16時)